

# 公判前整理手続における証拠開示制度の導入経緯

## 改正前

### 1 取調べ請求証拠の開示(刑訴法第299条第1項)

検察官又は被告人側は、証拠書類・証拠物の取調べを請求するときは、あらかじめ、相手方に、これを閲覧する機会(証人等の尋問を請求するときは、その氏名及び住居を知る機会)を与えなければならない。

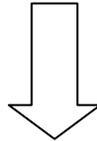
### 2 請求予定のない証拠⇒ 訴訟指揮権に基づく証拠開示(最決昭44.4.25)

裁判所は、証拠調べに入った後、一定の場合(※)に、その訴訟指揮権に基づき、検察官が所持する証拠の開示を命ずることができる。

#### 問題点

最高裁の判例は、その基準の内容や開示のためのルールが必ずしも明確でなく、開示の要否を巡って紛糾することがあり、円滑な審理を阻害する要因の一つになっていた

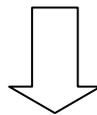
※ 事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情を勘案し、被告人の防御のために特に重要で、かつ、これにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれなく、相当と認めるとき



## 司法制度改革審議会

### 司法制度改革審議会意見書(平13.6)

- ・刑事裁判の充実・迅速化を実現する方策の1つとして、第1回公判期日前から十分な争点整理を行うことができるよう新たな準備手続を創設すべき
- ・充実した争点整理のためには、証拠開示の拡充や、開示に関するルールの法令による明確化が必要
- ・証拠開示のルールは、証拠開示に伴う弊害(証人威迫・罪証隠滅のおそれ、関係者の名誉・プライバシーの侵害のおそれ)の防止が可能となるものとする必要あり



## 司法制度改革推進本部 裁判員制度・刑事検討会



### 現行証拠開示制度(平16.5成立)

証拠開示に伴う弊害の防止にも配慮しつつ、被告人側の訴訟準備と争点整理、証拠整理が十分になされるよう、開示の必要性和開示に伴う弊害の双方を勘案して、開示の要否を判断